声明 北大における非正規職員の雇用期限の撤廃を!!

北海道大学には4,446人の非正規雇用労働者が在籍します(2008年度)。TA/RA や非常勤講師を除いても2,193人の方々が契約職員や短時間雇用職員として勤務されています。これらの職員の職種や雇用資金源は多様ですが、いずれにも共通した問題となっているのが3年を上限とする雇用期限設定です。

北海道大学は 1980 年、文部省通知に基づき、学内の反対を無視して定員外職員(当時名称)の 2 年雇用期限を強行実施しました。その後の反対の声の高まりに対して、1999 年に期限を 3 年に改定し、今日に至っています。

しかし、周知のように「派遣切り」、「期間切り」が重大な社会問題になり、また国立大学法人でも直接雇用者の期限付き問題(雇い止め問題)がクローズアップされ、不安定な就労形態の問題が浮き彫りにされています。さきに組合が実施した北大の非正規雇用者に対するアンケート調査でも、3年期限を撤廃してほしいとの声が実に多く寄せられました(80%)。北海道大学教職員組合は1980年以降、一貫して期限付き雇用制度の撤廃を主張してきましたが、ここに改めて以下の理由に基づき、撤廃を強く要求します。

第一に、期限付き雇用は大学版ワーキングプアー(働く貧困層)を生み出すことに直結するからです。 非正規雇用形態の職員について、大学側は「(期限つきなどの) 労働条件を前提に就業を希望された」としていますが、先のアンケートでは、独立世帯を維持する方が83人(39%)も存在しました。この人々にとっては、期限切れは生活困難に直結します。大学が人々の希望に応えようとする存在であることからすれば、ワーキング・プアーを再生産することに大学が加担することは許されません。

第二に、大学の仕事の相当数が、恒常的に非正規雇用職員によって担われている実態からすれば、期限の撤廃や正規職員化が検討されて然るべきであるからです。派遣労働と同様に、大学における非正規雇用形態は臨時的・例外的な形態であったものの、現在では定員削減の進展によって、通常業務の一部を非正規雇用職員が担うようになっています。先のアンケートでも「正職員と(ある程度)同じ仕事」を担当していると回答した方は43%に上ります。そうであれば、その職務実態に見合う雇用条件を整備することは、雇用者側の責務です。正規雇用形態への道を開くことや雇用期限を撤廃し、安心して働くことができる条件を早急に整備すべきです。

第三に、大学の教育・研究・社会貢献機能から見ても、熟達した職員を3年で失うことは非合理的です。 中期計画でさえ6年のサイクルで遂行される状況からすれば、短期的な視点から見たとしても3年期限の 合理性はありません。さらに大学は中長期の戦略を必要としており、教育・研究・社会貢献の支援業務を より長期にわたり担える職員を必須としています。

大学が雇用期限を設けることについて、国会議員の質問に対する文科省の文書回答が出されました。それによると、期限付き雇用は各国立大学が独自に実施しているのであって、文科省はいっさいあずかり知らないとされています。つまり、期限付き雇用制度の変更は北海道大学独自の判断でできるということであり、かつての文部省通知などにこだわる必要はありません。経営的にも北海道大学は五十億円の黒字を計上しています。北海道大学は期限付き雇用を直ちに撤廃し、非正規雇用職員の労働条件の改善に早急に取り組むべきです。

非正規雇用労働者は、正規雇用職員の人数を減らしたために出現した労働者です。正規雇用者を減らして人件費を削減しようとしても、その職場に働く人が必要である事態はかわりません。それにも関わらず、正規雇用職員を非正規雇用者に置き換えることによって、さまざまな深刻な問題が発生することになるのです。働く人が必要であれば、その職場には労働者を配置し、安心して職務に専念でき、誇りをもって働ける労働条件を提示するのが大学として当然のことです。北海道大学教職員組合は北海道大学の皆さんに、このことを強く訴えます。